令和7年度

安宅林国有林森林整備事業 (保護)

閲覧図書

添付書類

- 1. 入札者注意書
- 2. 契約書(案)
 - (1) 事業内訳書
 - (2) 作業仕様書総則
 - (3) 作業仕様書等
 - (4) 事業位置図等
- 3. 契約情報の公表

石川森林管理署

(素材生産及び造林事業)

入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

- 1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。 ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成 すること。
- 5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当 する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。

- 6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを 提出すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
- 9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3)入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載 のない入札書。
- (4)入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8)入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出 である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金(その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合に おいて、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足していると き。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
- 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
- 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。 その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、 低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1) の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者 は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1) により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1) の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16. 落札となるべき同価格(総合評価落札方式による場合は「同評価値」)の入札をした 者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
 - なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、 入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員 にくじを引かせ落札者を決定する。
- 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

- 19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれに も該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ること となっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、 有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に 提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

森林整備事業請負契約書

- 1 事業名 安宅林国有林森林整備事業(保護)
- 2 事業場所 石川県小松市 安宅林国有林 (別紙図面のとおり)
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から 令和8年2月28日まで
- 5 請負金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額金 円也)

- [注] ()の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。 (適用されるものは〇印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事	選択条項			
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号			
×	契約保証金の納付に代 価証券等の提供	第4条第1項第2号			
×	銀行、甲が確実と認め 証	第4条第1項第3号			
×	公共工事履行保証証券	第4条第1項第4号			
×	履行保証保険契約の締	第4条第1項第5号			
×	支給材料及び貸与品	第 15 条			
×	前金払	分の 以内		第 35 条第 1 項	
×	中間前金払	第 35 条第 4 項			
	部分払	回以内	第 38 条		
X	国庫債務負担行為に係	第 40 条			

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年10月31日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 石川県金沢市朝霧台2丁目21番地 分任支出負担行為担当官 石川森林管理署長 飛 鳥 井 幸 彦 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注]請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解 除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき (行為要件に基づく契約解除)
- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

- 第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に 生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事 業 内 訳 書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班		林小班		林小班		林小班記番		数量			摘要	
		契約締結日の翌日から 令和8年2月28日まで	安宅林	- 2字林 - 70	い	1	0. 57		6							
					ろ1	2	1.07		10							
					は1	3	3. 83		11							
小松	 衛生伐				は2	4	2. 43	m³	1	-	・材積は枝条を含む ・伐倒、枝払、玉切、集積作業 ・特殊伐倒含む					
THE ((特別伐倒駆除)				い2	5	0. 90		2							
					٤	6	6. 13									
					ち	7	6. 65		25							
					計		21.58	m³	73	本						

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面(以下、「設計図書」という。)に基づき実施するものとする。
- 2 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に 基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影す るものとする。
- 3 設計図書に基づき調達した材料の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 造林事業請負標準仕様書第 21 条における事故とは、4 日以上の休業を要する労働 災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。

監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」 とする。

5 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において 実施し、その費用は乙の負担とする。

衛生伐(特別伐倒駆除)仕様書

- 1 被害木の標示を十分確認すること。
- 2 伐倒に当たっては、かかり木の除去等を行い、残存木の保護に万全を期すること。
- 3 伐採した被害木は、枝払・玉切り・集積を行うこと。
- 4 請負者は、事業日報に処理数量(材積)を明確に記入し、必要に応じ監督職員 に提示し、事業終了後はこれとともに別紙様式1の作業記録報告書を森林管 理署長(監督職員経由)に提出すること。

衛生伐(特別伐倒駆除)特記仕様書

(伐倒木の標示)

1. 伐倒木は、白色テープ2重巻及びナンバーテープを付して標示している。

(伐倒・枝払・玉切り・集積)

- 2. 一般者の入林があるため、周囲の安全を確認し適切な方向に伐倒すること。また、残存木に損傷を与えないように努めるとともに、かかり木とならないよう完全に伐倒すること。道路、歩道、沢等の保全対象付近の伐倒作業にあたっては、ワイヤーロープ等で伐倒方向を調整し、保全対象を痛めないよう十分な対策を講ずること。
- 3. 伐倒木に付いているナンバーテープは、伐倒後根株に付け直すこと。
- 4. 伐倒後は枝払し、2m程度に玉切りを行うこと。
- 5. 伐倒・枝払・玉切り作業についてはチェーンソーを使用すること。
- 6. 伐倒木は、別紙区域図にて指定する集積箇所へ集積することとし、素材 と枝条は分けて集積すること。

また、69 い林小班、69 ろ 1 林小班、69 は 1 林小班、69 は 2 林小班の伐倒木については、令和 7 年 12 月 28 日までに集積すること。その他林小班の伐倒木については、令和 8 年 2 月 14 日までに集積すること。

- 7. 伐倒木の切断高さは可能な限り地際近くとし、困難な場合は監督職員の 指示を受けること。
- 8. 路面に損傷が生じた際は、事業完了時までに乙の負担により原状回復すること。

(特殊伐倒)

9. 別紙被害木位置図のナンバーテープJ20(69は1林小班)、J21(69は2林小班)の伐倒作業に当たっては、高所作業車等を用い交通誘導員を配置し、残存木及び伐倒対象木周辺の工作物等に被害が生じないよう最大限注意するとともに、第三者に対する安全確保に努めること。なお、伐倒に伴う車両使用について、公道、駐車場の使用が必要な場合は、事前に監督職員と調整し必要な手続きを行うこと。

(その他)

- 10. 重機の走行は監督職員の指示した箇所のみ可とし、指示した箇所以外を 走行してはならない。
- 11. その他、技術的所見については監督職員の指示に従うこと。

分任支出負担行為担当官 石川森林管理署長 飛 鳥 井 幸 彦 殿 令和 年 月 日

報告者 住所 氏名

作業記録報告書

令和 年 月 日に締結した契約に基づき、駆除作業を完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 契約に定める駆除作業の内容(特別伐倒駆除)
- 2 作業記録

作業の内容	実施したもの	実施期間	実施場所	実施数量	駆除実施者	摘要
被害木の伐倒(枝払い及び玉切を含む。)						
搬出(伐採地から林外への伐倒木の搬出)						
破砕ができない枝条等の焼却						
伐倒木の破砕						
伐倒木の炭化						
伐倒木、枝条及び根株等の焼却						
伐倒木の薬剤散布						
伐倒木のくん蒸						
伐倒木及び根株等のはく皮						
はく皮した樹皮等の焼却						
破砕ができない枝条等の薬剤散布						

- (注)1 実施した全作業につき〇印を付し、それぞれの欄に記入する。
 - 2 駆除実施者欄は報告者以外が行った場合のみ記入する。
 - 3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。
 - 4 摘要欄には、監督職員が一部又は全部立会いした年月日等、参考事項を記入する。



安宅林国有林森林整備事業(保護)

区 域 図 (1/2)

場 所:石川県小松市 安宅林国有林

縮 尺:1:5,000



